



資料編

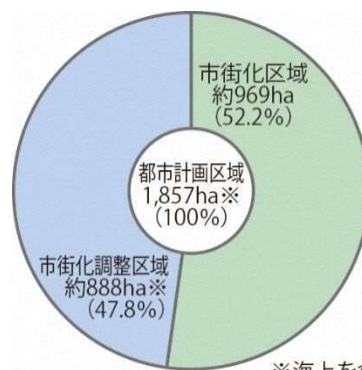
- 1 芦屋市の都市計画
- 2 改定の経緯
- 3 用語集

1 芦屋市の都市計画

(1) 区域区分・地域地区

①市街化区域・市街化調整区域

- ・市街地が無秩序に広がるのを防ぐため、計画的に市街地をつくっていく区域（市街化区域）と市街化しない区域（市街化調整区域）に市域を分けています。

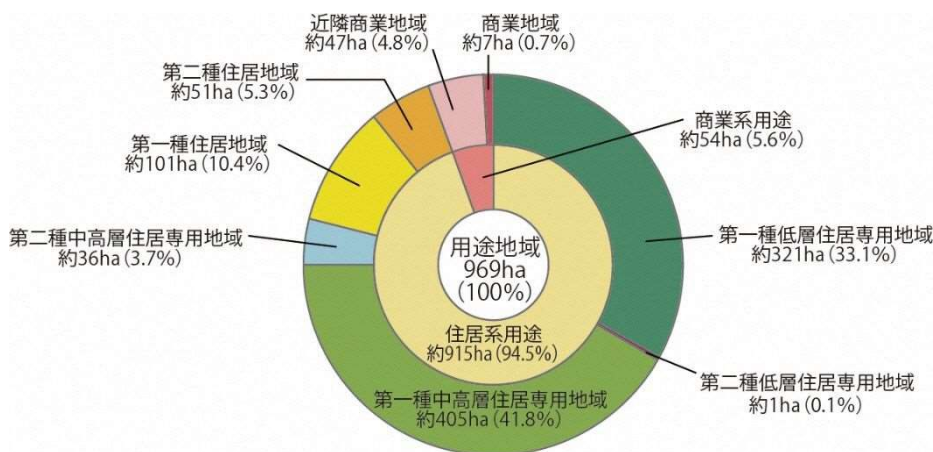


※海上を含まない

市街化区域と市街化調整区域の構成

②用途地域

- ・用途地域とは、土地を住宅地、商業地、工業地などに適した13種類の地域に区分し、その区分ごとに建てられる建物の種類、大きさ（建蔽率や容積率）などを決めるものです。芦屋市では8種類を指定しています。

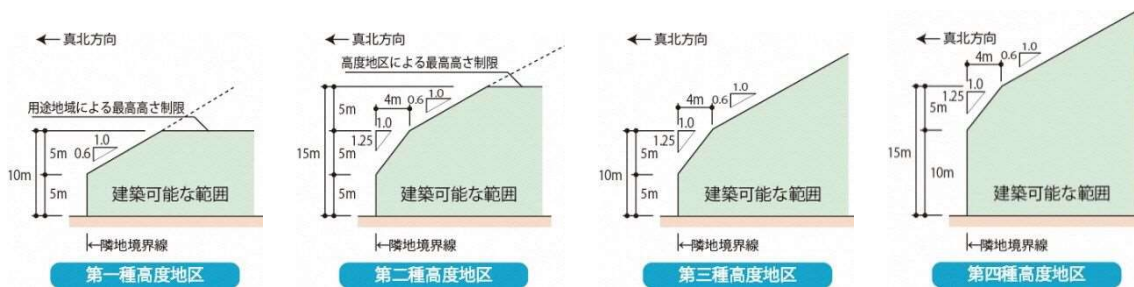


用途地域の構成

③高度地区

- ・建物の高さの最高限度を定めることにより、それぞれの土地の用途に適した生活環境（日当たりなど）を守ることができます。芦屋市では4種類の高度地区を定めています。

種類	面積
第一種	約 322ha
第二種	約 427ha
第三種	約 41ha
第四種	約 44ha
計	約 834ha



④高度利用地区

- ・狭い敷地を統合し、そこに低い建物を建てられなくすることにより、土地の高度利用を進めるものです。芦屋市では3地区で高度利用地区を定めています。

地区名	面積
JR 芦屋駅北地区	約 4.2ha
大原地区	約 4.1ha
JR 芦屋駅南地区	約 1.4ha
計	約 9.7ha

⑤準防火地域

- ・市街地における大規模な火災の発生を防ぐために定めます。この地域に指定されると、一定規模以上の建物は、耐火構造または準耐火構造の建物とすることが義務づけられます。

地域	面積
商業地域	約 7ha
近隣商業地域	約 47ha
計	約 54ha

⑥景観地区

- ・建築物の形態意匠を制限することによって、市街地の良好な景観の形成を図るための地区です。芦屋市では芦屋川沿いの区域を「芦屋川特別景観地区」に、それ以外の行政区域を「芦屋景観地区」に指定しています。

地区名	面積
芦屋景観地区	約 1,814.4ha
芦屋川特別景観地区	約 42.6ha
計	約 1,857.0ha

⑦風致地区

- ・風致とは、生活に潤いを与える森や林、水辺などでできた良好な自然景観をいいます。風致地区とは、都市における緑豊かな生活環境を守ることを目的とするものです。芦屋市では2地区で第1種～第3種の風致地区を定めています。

地区名	面積
六甲山風致地区	約 1,055ha
芦屋川風致地区	約 33ha
計	約 1,088ha

⑧臨港地区

- ・港湾における諸活動の円滑化や港湾機能の確保を図ることを目的とした地区です。芦屋市では1地区で臨港地区を定めています。

地区名	面積
尼崎西宮芦屋港臨港地区	約 196.4ha
南芦屋浜地区(上記の内、芦屋市部分)	約 5.9ha

⑨特別緑地保全地区

- ・無秩序な市街地の広がりを防いでいる緑地、歴史的・文化的な価値のある緑地、動植物を育む緑地。これらを残していくことを目的とした地区です。芦屋市では2地区で特別緑地保全地区を定めています。

地区名	面積
会下山緑地保全地区	約 15ha
劔谷・苦楽園緑地保全地区	約 14ha
計	約 29ha

⑩生産緑地地区

- ・市街化区域内にある田や畑を貴重な緑地やオープンスペースとして保全するため、農地として維持することを目的とした地区です。芦屋市では6地区で生産緑地地区を定めています。

地区名	面積
六麓荘生産緑地地区	約 0.59ha
朝日ヶ丘3生産緑地地区	約 0.25ha
朝日ヶ丘4生産緑地地区	約 0.30ha
岩園3生産緑地地区	約 0.23ha
岩園4生産緑地地区	約 0.29ha
岩園5生産緑地地区	約 0.08ha
計	約 1.74ha

⑪地区計画

- ・地区計画とは、比較的小規模な地区を対象としてそれぞれの地区の事情に応じ、地区のみなさんの総意のもと、建物の用途や形態等の制限、道路や公園等の配置などをきめ細かに定め、身近な生活環境を守り育てる制度です。芦屋市では現在22地区で地区計画を定めています。

地区名	面積
南芦屋浜地区地区計画	約 125.6ha
楠町西地区地区計画	約 2.6ha
浜風町南地区地区計画	約 4.5ha
潮見町南地区地区計画	約 15.0ha
緑町西地区地区計画	約 4.0ha
業平町地区地区計画	約 6.9ha
浜風町第2地区地区計画	約 0.8ha
若宮町地区地区計画	約 4.2ha
奥池町地区地区計画	約 63.4ha
奥池南町地区地区計画	約 78.3ha
六麓荘町地区地区計画	約 37.7ha
新浜住宅地区地区計画	約 2.4ha
高浜町南地区地区計画	約 4.1ha
松ノ内町地区地区計画	約 6.9ha
翠ヶ丘町地区地区計画	約 26.6ha
月若町地区地区計画	約 6.1ha
大原町地区地区計画	約 18.1ha
船戸町地区地区計画	約 7.6ha
三条南町地区地区計画	約 7.8ha
西芦屋町地区地区計画	約 6.1ha
浜風町1街区地区計画	約 1.7ha
親王塚町地区地区計画	約 10.9ha
計	約 441.3ha

(2) 都市施設

①交通施設

- ・道路、鉄道、駐車場など交通施設の都市計画については、それぞれの役割を適切に分担しながら、鉄道やバスなどの公共交通機関、自動車、自転車や徒歩などで、利用しやすく、かつ安全でスムーズに移動することができ、また、生活環境も良好に保つことができるように配慮して定めます。

●道路

種別	路線数	計画延長	改良済	概成済	整備率
自動車専用道路	2	4,020m	4,020m	—	100.0%
幹線街路	28	42,040m	34,800m	1,080m	85.3%
区画街路	24	4,080m	4,060m	—	99.5%
特殊道路	1	60m	60m	—	100.0%
計	55	50,200m	42,940m	1,080m	87.7%

●駅前広場

駅名	計画面積	供用面積
JR 芦屋駅（北）	5,800 m ²	5,800 m ²
JR 芦屋駅（南）	6,100 m ²	2,115 m ²
阪急芦屋川駅（北）	560 m ²	560 m ²

※事業中

②公園・緑地等

- ・公園及び緑地は、都市における緑のオープンスペースとして、市街地の無秩序な広がりを防ぐ、生活に潤いを与える、災害時の避難場所や救助活動の拠点となる、などの効果が期待される、様々な機能を持った重要な都市施設です。

●公園・緑地・墓園

種別	箇所	計画面積	供用面積	供用率	
公園	街区公園	47	12.83ha	12.83ha	100.0%
	近隣公園	7	13.80ha	11.40ha	82.6%
	地区公園	1	5.00ha	5.00ha	100.0%
	総合公園	1	10.00ha	10.00ha	100.0%
	計	56	41.63ha	39.23ha	94.2%
緑地	緑道	3路線	2.73ha	2.63ha	96.3%
	緑地	7箇所	10.29ha	10.28ha	99.9%
墓園	1	17.00ha	17.00ha	100.0%	
総計	67	71.65ha	69.14ha	96.5%	

③下水道

- ・下水道は、家庭、事務所、店舗などから出る汚水を集め、綺麗にして海や川に放流することによって環境を守り、悪臭や害虫、伝染病などの発生を防ぐほか、雨水を集めて流し、まちを浸水から守るなど、日常生活を行う上で重要な都市施設です。
- ・下水道の施設には下水管、処理場、ポンプ場などがあり、排水区域とあわせてこれらの施設を都市計画に定めています。

●公共下水道

種別	排水区域		整備率
	計画面積	供用面積	
分流	901ha	899ha	99.8%
合流	225ha	225ha	100.0%
計	1,126ha	1,124ha	99.9%

●ポンプ場

名称	面積
大東ポンプ場	1,100 m ²
南宮ポンプ場	700 m ²
計	1,800 m ²

●下水処理場

名称	面積	人口	処理能力		処理方式
			処理水量		
			計画	供用	
芦屋下水処理場	33,400 m ²	88,600 人	47,000 m ³ /日	47,000 m ³ /日	標準活性汚泥法
南芦屋浜下水処理場	12,000 m ²	9,000 人	6,700 m ³ /日	3,350 m ³ /日	凝集剤添加循環式硝化脱窒法+急速ろ過法
計	45,400 m ²	97,600 人	53,700 m ³ /日	50,350 m ³ /日	

④その他の都市施設

- ・ごみ焼却場、火葬場などは、都市活動や快適な都市環境を維持するために必要な都市施設です。これらの施設は、道路など他の都市施設や土地の利用計画と調整しながら、必要に応じて都市計画に定めることとしています。

●ごみ焼却場

名称	面積	処理能力	
		焼却	粗大ごみ
芦屋市環境処理センター	2.4ha	230 t /日	30 t /5 h

●火葬場

名称	面積	炉数	
		人体炉	動物炉
芦屋市火葬場	2,600 m ²	3 基	1 基

2 改定の経緯

(1) 都市計画審議会（構成員：知識経験者，市議会議員，県の職員，市民 計14名）

第1回	令和2年7月31日	芦屋市都市計画マスタープランの改定について（報告）
第2回	令和2年12月25日	芦屋市都市計画マスタープランの改定について（報告）
第3回	令和3年2月15日	芦屋市都市計画マスタープランの改定について（素案説明）
第4回	令和3年5月21日	芦屋市都市計画マスタープラン（改定版）について（諮問）

(2) 都市計画マスタープラン改定アドバイザー（構成員：知識経験者 計5名）

第1回	令和2年6月19日	芦屋市都市計画マスタープラン改定方針について 市民アンケートについて
第2回	令和2年11月10日	全体構想（素案）について
第3回	令和3年1月22日	地域別構想（素案）について

(3) 都市計画マスタープラン改定本部会議（構成員：市長，副市長，教育長，部長級職員）

第1回	令和2年7月9日	芦屋市都市計画マスタープラン改定方針について 市民アンケートについて
第2回	令和2年12月15日	全体構想（素案）について
第3回	令和3年2月1日	地域別構想（素案）について
第4回	令和3年5月11日	原案に係る市民意見募集の実施結果について

(4) 市民意向の把握

市民アンケート	「芦屋市のまちづくり（都市計画）に関する市民アンケート」 調査期間：令和2年8月28日～9月18日 調査対象：市内在住の18歳以上の市民／3,000票配布（無作為抽出） 回収状況：回収数1,403票／回収率46.8%
市民意見募集	「芦屋市都市計画マスタープラン（原案）」 調査期間：令和3年3月19日～4月19日

3 用語集

※都市計画マスタープランで使用している用語

	用語	意味・解説
	ICT	情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている IT に代わる言葉として使われている。
	MaaS	地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスで、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。「Mobility as a Service」の略。
	NPO	民間非営利組織の略。市民によるまちづくりや高齢者支援、災害ボランティア活動や自然環境保護団体など様々な分野で活動する組織がある。
	PDCA サイクル	業務プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法。
あ行	芦屋庭園都市宣言	芦屋市は、山・川・海に恵まれた自然環境のもと、文化性にあふれたまちとして発展してきた。この歴史あるまちの美しいまちづくりをさらに進めて、世界中の人々が一度は芦屋に訪れてみたいと思うまちを目指すため、平成 16 年 1 月 1 日に宣言。
	雨水浸透枳	雨水を地中へ浸透させるため、枳の底面に砕石を充填するなどして、集水した雨水を地中に浸透させることで、雨水の流出抑制とともに、地下水の涵養や湧水の保全にも効果がある。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。
	オープンガーデン	イギリスで始まった個人の庭などを一般に公開する活動のこと。本市では、平成 18 年度より毎年開催しており、開催期間中には、参加者の個人宅やコミュニティの管理する庭園の見学ができる。
	オープンスペース	公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地等の総称。

	用語	意味・解説
	屋外広告物条例	良好な景観の形成と風致の維持，市民生活の安全のため，屋外広告物に関する規制，指導等を行うために制定。平成 28 年 7 月 1 日から県条例に代わり市条例を施行し，すべての広告物に適用される共通基準と，市内 7 つの地域ごとの基準を設けている。
か行	開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
	強靱化計画	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ，大規模自然災害等の発生に備え，より強く，しなやかな地域の構築を目指して，市の各施策を総合的かつ計画的に推進するため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づいて策定。
	協働	市民及び市がまちづくりについて，それぞれの役割と責務を自覚し，互いに尊重し，補完し，協力することをいう。
	近郊緑地保全区域	「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づいて指定された区域。既存市街地等の近郊にあって，良好な自然の環境を有する緑地の保全によって得られる住民の健全な生活環境の確保等の効果が著しい区域で，宅地の造成や木竹の伐採などの一定の行為について，あらかじめ市長に届出が必要。
	クールチョイス	国において 2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成が掲げられ，脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換えやサービスの利用，ライフスタイルの選択など，地球温暖化対策に資する「賢い選択」をする取組のこと。
	景観計画	景観法に基づく地域における良好な景観の形成に関する計画。平成 27 年に策定し，市域全体を景観計画区域に指定。
	景観形成地区	南芦屋浜地区において，ウォーターフロントを活かした住宅・文化・海洋性レクリエーションなど，多様な顔を持つまちとして景観に配慮した海に親しむまちづくりを目指し，平成 13 年 8 月に都市景観条例に基づき指定。 地区内において，建築物の建築等，工作物の建設等及び開発行為を行う場合は，景観地区の形態意匠の制限と合わせて，景観形成方針・景観形成整備計画に適合するようしなければならない。

	用語	意味・解説
	景観重要建造物	景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観形成に重要なものについて、景観行政団体の長（市長）が指定するもの。
	景観地区	景観法に基づき、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として決定される地区。建築物の形態意匠の制限を定めることができ、地区内における建築行為等について事前に計画の認定を取得しないと着手することができない。平成 21 年に市域全域を景観地区に指定し、現在は芦屋川特別景観地区と芦屋景観地区の 2 地区が指定されている。
	下水道ストック マネジメント計画	下水道施設全体を対象に、計画的かつ効率的に点検・調査及び修繕・改築を行うことでライフサイクルコストの縮減を目指すと同時に、既設下水道管渠の延命化を図り、良質な下水道サービスの提供を持続することを図ることを目的に策定。
	減災	災害が発生した時に、すべての被害を完全に防ぐことは不可能であるとの認識のもと、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る考え方のこと。
	建築協定	建築基準法に基づき関係権利者の合意の下に、建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などの基準について定めた区域。
	建築物における 駐車施設の附置等に 関する条例	建築物における自動車の駐車のための施設の附置及び管理について、必要な事項を定めることで、道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として昭和 59 年に制定。
	公園	都市公園法に基づいて地方公共団体が整備した公園で、主に次のような種類がある。 ①街区公園：都市公園のうち住区基幹公園の一つ。主として住区内に居住する者が容易に利用できる距離に配置する公園。面積 0.25ha を基準として配置する。 ②近隣公園：都市公園のうち住区基幹公園の一つ。主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園。小学校区を中心とする人口 8 千人から 1 万人程度の住区を一近隣住区として、一住区当たり 1 箇所とする。近隣に居住する者が容易に利用できるように、面積 2 ha を標準として配置する。 ③総合公園：主に一つの市町の区域内の市民が休息、散歩、レクリエーション、スポーツなどで利用するための公園。面積 10ha 以上を標準として配置する。

	用語	意味・解説
	公園施設長寿命化計画	公園施設を計画的に維持管理し、より長期的な使用に努めることで、維持管理や更新に要する費用を低減するとともに、その費用が特定の年度に集中して過度な負担とならないようにするための計画として平成23年6月に策定。
	公共交通利用圏域	公共交通を無理なく利用できる範囲として設定した、鉄道駅から半径500m、バス停から半径300mの区域。
	交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え、乗り継ぎが行われる場所、あるいは施設の総称。
	高度地区	都市計画法に定められる地域地区の一つで、用途地域内において、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。
さ行	再生可能エネルギー	有限で枯渇する可能性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と違い、自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのことを指す。太陽光、太陽熱、風力、水力、潮力、地熱などをエネルギー源としたもので、自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。
	砂防指定区域	砂防法第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。
	潮芦屋プラン	兵庫県「まちづくり基本条例」の基本理念を踏まえ、少子・高齢化に対応した、安全、安心で、魅力ある人間サイズのまちづくりに取り組むための整備戦略プランとして、平成12年12月に兵庫県企業庁において「南芦屋浜プラン」が策定された。平成15年3月には地域の愛称が公募され、柔らかかで優雅な響きのある海水を意味する「潮」と全国的にブランド力のある「芦屋」を合わせて「潮芦屋」に決定した。平成19年3月に時点修正が行われ、現在の名称となった。
	市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されず、原則として用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設は定めないとされている。

	用語	意味・解説
	市街地開発事業	一定の地域について、公共施設の整備と宅地または建築物の整備をあわせて行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするもの。土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業などの種類がある。
	資源化施設	不燃物処理施設とペットボトル減容施設をいう。
	次世代自動車	二酸化炭素削減のため、国において2030年までに新乗用車の5～7割を次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等）とする目標が掲げられている。
	次世代モビリティ	自動運転、MaaS、ドローン、人工知能（AI）等を活用した技術革新による新たな移動手段のこと。
	市民参画	市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として、市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。
	省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
	浄水場	水源から取り入れた水を浄化して、飲料に適する安全な水質に処理する施設。
	人工知能（AI）	人間が持っている認識や推論などの能力を、コンピューターでも可能にするための技術の総称。
	水源涵養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持ち、また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されること。
	スマート社会	仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す人間中心の社会。あらゆるモノがインターネットでつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出し、課題や困難を克服する社会。
	住みよいまちづくり条例	市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成について、基本となる事項その他必要な事項を定め、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにすることによって、住みよいまちの実現に資することを目的とする。平成12年5月1日施行。

	用語	意味・解説
	生産緑地	「生産緑地法」及び「都市計画法」に基づき、農林漁業との調査を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・採草放牧地・森林・池沼等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを市町村が指定した地区。
	瀬戸内海国立公園 六甲地域	瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島景観を中心とした優れた眺望に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有することから、昭和9年に我が国最初の国立公園の一つとして指定された。六甲地域は、当地域の東部に位置し、六甲山系のうち東の譲葉山から六甲山、摩耶山を経て、西の再度山までの東西約20kmに及ぶ区域を有し、昭和31年5月1日に区域指定された。
	創エネルギー	自治体や企業・一般家庭において“エネルギーを節約する（省エネ）だけに留まらず、自ら積極的にエネルギーを創り出す”という考え方。代表的な「創エネ機器」としては、太陽光から電気を創り出す「太陽光発電システム」や、電気化学反応によって燃料の化学エネルギーから電力や熱エネルギーを創り出す「燃料電池」等が注目されている。近年、これらの機器で創り出した電気エネルギーを蓄える「蓄エネ機器」を利用し、無駄なくエネルギーを活用する試みが進められている。
	総合交通戦略	誰もが安全かつ快適に移動できる交通環境づくりを進めていくため、必要な都市交通とまちづくりの施策を明示し、関係する各機関・団体等が相互に協力し、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策への取組を推進することを目的として平成30年3月に策定。
た行	第5次芦屋市総合計画	10年間のまちづくりの指針となる芦屋市の最上位計画。市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、行政運営の指針としての役割を担うもの。計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されている。 計画期間は令和3年度から令和12年度まで。

用語	意味・解説
耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、国の基本方針及び兵庫県耐震改修計画を勘案し、今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取組を一層進めるため、住宅及び建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、耐震診断及び耐震改修を促進するための施策を示すものとして、平成20年3月に策定。
耐震性貯水槽	地震に強く、水を貯めることができる水槽で、配水管とつながっているため、平常時は水が循環している。地震等の災害時にはポンプを使って水をくみ上げて給水できる。
脱炭素社会	温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする社会。地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却するなどの方法が挙げられる。
地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域における災害に係わる処理すべき事務または業務に関し、市民の積極的な協力と合わせ、市域内の関係機関の協力業務も含めて、総合的かつ計画的な対策を定め、市民の生命、財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を資することを目的としたもの。
地球温暖化	地球温暖化は、二酸化炭素等の温室効果ガス濃度の上昇や二酸化炭素の吸収源である森林の減少などによって進むものと考えられている。防止にあたっては、温室効果ガスの削減や森林の保全などが必要であり、特にエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出抑制が最大の課題となっている。
地区計画	都市計画法に基づき、比較的小規模の地区を対象にきめ細かな計画（土地利用、施設の配置、規模、建築物の用途、形態等）を定める制度。地区特性に相応しい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。
透水性舗装	道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる方法。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果がある。
都市基盤施設	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤施設や、学校、病院、公園などの公共施設の総称。

	用語	意味・解説
	都市計画道路	将来のまちづくりを考えて、良好な都市形成に寄与するよう計画される道路で、次の種類がある。 ①自動車専用道路：阪神高速道路などのように自動車だけが通行できる道路 ②主要（広域）幹線道路：都市拠点間を結ぶ道路 ③都市（地域）幹線道路：各地区または主要な施設の間を結ぶ道路 ④補助（地区）幹線道路：主要幹線道路や都市幹線道路で囲まれた区域内で発生、集中する交通を受け持つ道路 ⑤区画道路：街区内に発生、集中する交通を受け持つ道路
	都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容、その決定手続き及び都市計画制限等について必要な事項を定めた法律。
	都市景観条例	景観の形成及び景観法の規定に基づく手続き等について必要な事項を定めることにより、緑ゆたかな美しいまちづくりの実現を図ることを目的に制定。
	都市施設	道路、公園など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊によって建築物に損壊が生じ住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域。特定の開発行為に対する、建築物の構造規制等が行われる。
	特別緑地保全地区	無秩序な市街地の広がりを防いでいる緑地、歴史的・文化的な価値のある緑地、動植物を育む緑地であり、これらを残していくことを目的とした地区。
	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る制度。
な行	ノンステップバス	床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス。車内段差を僅少にした設計により、乗降時、走行時とも安全性の高い車両。
は行	パイプライン施設	気流を発生させた輸送管（パイプライン）によって廃棄物（可燃ごみ）を環境処理センターまで運搬する施設で、芦屋浜地域と南芦屋浜地域の一部で整備されている。
	バスロケーションシステム	GPS 等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに情報提供するシステム。

	用 語	意味・解説
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人の行動・生活上の物理的・精神的障がいを取り除いた環境。階段などの段差の解消，トイレの手摺の設置など。
	阪神間都市計画区域	本市が阪神間の連続した市街地に位置していることから，広域的な阪神間都市計画として兵庫県が定める区域のこと。関係市町は，芦屋市・西宮市・尼崎市・伊丹市・川西市・三田市・宝塚市・猪名川町の7市1町。
	阪神地域都市計画区域 マスタープラン	都市計画法第6条の2に基づく都市計画区域を対象として，都市の目標，区域区分の有無，主要な都市計画の決定方針等を定め，長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの。 都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）」の指針となるもの。
	風致地区	都市の風致を維持するため，都市計画法の規定に基づき，市町村が定める区域（但し，2市以上にわたり10ha以上の区域の場合は都道府県）。当該地区内での建築物の建築等の一定の行為については，許可が必要であり，都市の風致を維持するために政令及び条例で定める基準に適合しないものについては不許可とされる。
	保安林	森林法に基づいて，水源の涵養，土砂の流出や崩壊の防備などの目的を達成するために指定する森林。都道府県知事の許可を受けなければ立木を伐採できないなどの制限がある。
	防災行政無線	気象情報や土砂災害情報，津波情報など市民に重大な影響のある緊急情報を該当地区または市内一斉に周知するため，災害警戒時や発生時の避難に関する情報のほか，災害発生後の復旧時におけるきめ細かな生活支援情報を提供する手段として平成22年4月から運用を開始した。 市内45箇所に設置された屋外拡声子局及び約160台の戸別受信機と緊急告知ラジオにより，平常時には訓練放送等，非常時には災害情報を市内全域に発信している。
	防災士	"自助""共助""協働"を原則として，社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され，そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人。

	用語	意味・解説
ま行	まちづくり協定	地区住民等の多種多様な価値観やニーズに応えるため、芦屋市住みよいまちづくり条例に基づく制度として平成25年1月に施行。地区住民自らが地域のまちづくりに関し、当該地域において遵守されるべき事項を定めるもの。
	緑の保全地区	まちの美観風致上、その緑の環境を特に保全することが必要な区域で、「芦屋市緑豊かな美しいまちづくり条例」に基づいて市長が指定する。区域内での木竹の伐採や宅地造成などは市長に届け出る必要があり、市長はそれに対して指導や勧告を行うことができる。
	無電柱化	電線を地下に埋設するなどの方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く）または電線（電柱によって支持されるものに限る）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱または電線を撤去すること。
	無電柱化推進計画	平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が制定され、都市防災機能の強化、通行空間の安全性、快適性の向上、良好な都市景観の形成を図るため、無電柱化を推進する上での基本理念、責務、役割分担が明確に定められた。 本市においては、国際文化住宅都市として良好な住環境の向上を目指し、市の方向性を明確にする無電柱化推進条例を制定し、無電柱化を推進するための方針・計画を定めた推進計画を策定した。
や行	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。
	用途地域	都市計画法に定められる地域地区の一つで、都市内の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、ひいては都市生活の安定、都市機能の向上を目的として建築物の用途及び容積などにより規制する制度。住居専用系、住居系、商業系、工業系に分かれており、計13の用途地域がある。

芦屋市都市計画マスタープラン

令和3年(2021年)6月 策定

芦屋市 都市建設部 都市計画課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL (0797) 38-2073

FAX (0797) 38-2164

